

知多中部広域事務組合告示第12号

知多中部広域事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年知多中部広域事務組合条例第5号）第5条の規定に基づき、平成22年度における知多中部広域事務組合の人事行政の運営等の状況について次のように公表する。

平成23年12月15日

知多中部広域事務組合
管理者半田市長 榊原純夫

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用、退職の状況（平成22年4月2日～平成23年4月1日）

採用者数	9人
退職者数	9人

(2) 職員数の状況（平成23年4月1日現在）

職員数	250人
-----	------

※ 職員数には、再任用制度に基づく短時間勤務職員4人を含む。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成22年度決算額）

歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A	21年度の 人件費率
2,442,715千円	1,922,264千円	78.7%	80.6%

※ 1 人件費には、管理者・議員などの特別職に支給される報酬等を含む。
2 人件費には、退職手当を含む。

(2) 職員給与費の状況（平成22年度決算額）

職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
249人	944,734千円	283,605千円	357,015千円	1,585,354千円	6,367千円

※ 1 職員数には、再任用制度に基づく短時間勤務職員3人を含む。
2 職員手当には、退職手当を含まない。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成23年4月1日）

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
312,453円	384,313円	40歳10月

※ 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と諸手当の額の合計を職員数で除したものである。

(4) 職員の初任給等の状況（消防職 平成23年4月1日現在）

区 分	初任給	3年目
大学卒	178,800円	192,800円
短大卒	158,700円	175,600円
高校卒	144,500円	155,700円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額等の状況（消防職 平成23年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	286,500円	—	364,100円
短大卒	263,900円	—	—
高校卒	239,100円	292,500円	326,100円

(6) 給料表の構成及び級別職員数等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な 職務内容	部長	部次長	課長 主幹	課長補佐	係長 主査	係員			/
						主任	(書記)	(事務員)	
						(主事)			
職員数	1人	3人	12人	21人	38人	118人	38人	15人	246人
構成比	0.4%	1.2%	4.9%	8.6%	15.4%	48.0%	15.4%	6.1%	100.0%

(7) 職員手当の状況（平成23年4月1日現在）

期 末 ・ 勤 勉 手 当	支給実績（平成22年度）	357,015千円	
	1人当たりの平均支給額 （平成22年度）	1,440千円	
	支給割合（平成22年度）	期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)
		※（ ）内は、再任用制度に基づく短時間勤務職員に係る支給割合である。	
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%		

退職手当	支 給 率	区 分	自己都合	勸奨・定年
		勤 続 20 年	23.50月分	30.55月分
		勤 続 25 年	33.50月分	41.34月分
		勤 続 30 年	41.50月分	50.70月分
		最高限度額	59.28月分	59.28月分
		平均支給額	14,795千円	—
加算措置の状況	定年前早期退職特例措置 2～20%加算			

※ 1 「平均支給額」とは、平成22年度に退職した職員に当組合から支給した退職手当の平均額である。

2 平成22年度の退職者9人のうち、組合採用職員1人（自己都合）は当組合から支給し、組合市町からの派遣職員8人（勸奨・定年）は、派遣元（半田市5人、阿久比町1人、武豊町1人、東浦町1人）から支給した。

地域手当	支給実績(平成22年度決算)	60,737千円
	支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	243,925円
	支給率	6%

特殊勤務手当	支給実績(平成22年度決算)		16,814千円			
	支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		67,527円			
	職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度決算)		93.6%			
	手当の種類(手当数)		8手当			
		手当の名称	主な支給対象	主な支給対象業務	支給単価	
	危険手当	火災手当	消防職	火災業務に従事した場合	出勤1回につき	400円
		救急手当	消防職	救急業務に従事した場合	出勤1回につき	250円
		救助手当	消防職	救助業務に従事した場合	出勤1回につき	400円
		消火作業等手当	消防職	消火作業等危険業務に従事した場合	出勤1回につき	400円
	潜水手当	潜水手当	消防職	潜水業務に従事した場合	潜水1回につき (夏季)	1,100円
					潜水1回につき (冬季・夜間)	1,600円
	深夜交代手当	消防職	深夜の交代勤務に従事した場合	勤務1回につき	300円	
	斎場手当	斎場職	斎場業務に従事した場合	勤務1日につき	650円	
年末年始手当	全職種	12月29日から翌年の1月3日までの期間において勤務した場合。ただし、4時間未満は2分の1とする。		勤務1日につき	3,000円	
		隔日勤務者が上記勤務をした場合、1当務を勤務2日分として支給する。ただし、1当務に係る勤務日のうち、上記期間に属する日が1日の場合は2分の1とする。		1当務につき	6,000円	

時間外勤務手当	支給実績(平成22年度決算)	25,777千円
	支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	122千円

その他の手当	手当名	内容及び支給単価	支給実績 (平成22年度決算)	平均支給年額 (平成22年度決算)
	扶養手当	配偶者 13,000円/月 配偶者以外 6,500円/月 (配偶者がいない場合の1人目は11,000円、16歳から22歳までの子については、上記の額に5,000円を加算)	44,629千円	250,727円
	住居手当	組合又は組合市町が所有する建物に無料で居住している者以外 4,500円/月 (同一世帯で1人)	13,166千円	53,739円
	通勤手当	交通機関利用者は運賃相当額 (最高50,000円/月) 自動車等利用者は距離に応じて支給 (最高40,000円/月)	19,616千円	86,797円
	管理職手当	146,400円～35,800円/月 部長(消防長) 84,600円以内/月 課長(支署長等) 62,300円以内/月	22,932千円	619,775円
	休日勤務手当	祝日の勤務 1時間当たり給与額の135/100	62,082千円	252,368円
	夜勤手当	午後10時から午前5時までの勤務 1時間当たり給与額の25/100	17,851千円	92,014円

※ 平均支給年額＝支給総額／支給対象職員数 (平成22年度に支給を受けた人数)

(8) 特別職の報酬の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	報酬の年額
管理者	40,200円
副管理者	40,200円
議員	40,200円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 毎日勤務者の勤務時間の状況 (平成23年4月1日現在)

正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(2) 隔日勤務者の勤務時間の状況 (平成23年4月1日現在)

正規の勤務時間(1当務)	開始時刻	終了時刻	休憩時間
15時間30分	8:30	翌日の8:30	当日の勤務員を4班に分け、8:30～18:15で1時間30分、18:15～翌日8:30で6時間30分、各班交代で取得している。

(3) 育児休業等取得者数（平成22年度中に取得した職員数）

区 分	男 性	女 性
育児休業取得者数	0人	0人

(4) 主な休暇の種類（平成23年4月1日現在）

区 分	付 与 日 数	区 分	付 与 日 数
年次休暇	1年につき20日	育児時間	1日につき2回各30分以内
病気休暇	必要と認められる期間	妻の出産補助	必要と認められる期間（3日以内）
選挙権等行使	必要と認められる期間	子の看護	1年につき5日以内
証人等出頭	必要と認められる期間	忌引	親族区分に応じ1日～10日
骨髄移植	必要と認められる期間	夏季休暇	1年につき5日
ボランティア	1年につき5日以内	リフレッシュ	勤続10年は2日、勤続20・30年は3日
結婚	8日以内	住居滅失等	7日以内
出産	産前8週間及び産後8週間	交通遮断	必要と認められる期間

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 職員の分限処分状況（平成22年度）

心身の故障により長期の休養を要するものとして休職（病気休職）した職員 3人

(2) 職員の懲戒処分状況（平成22年度）

該当者なし

5 職員のサービスの状況

(1) サービスに関する研修等の実施状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定められた組合職員としての義務を周知するため、新規採用研修の際にサービスに関する研修を実施するとともに、随時、幹部会議や通知文書により、サービス規律の徹底を図っている。

(2) 営利企業等への従事許可の状況（平成22年度）

区 分	許可件数
① 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ねるもの	0件
② 自ら営利を目的とする私企業を営むもの	0件
③ ①及び②を除き、報酬を得て事業又は事務に従事するもの	0件
計	0件

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況（平成22年度）

研修機関	研修内容	受講者数
愛知県消防学校	初任科	7人
	救急科	6人
	救助科	1人
	水難救助科	1人
	上級幹部科	1人
	危険物科	1人
	特殊災害科	1人
	地震防災科	1人
	交通事故外傷講習	4人
	救急救命士気管挿管追加講習	1人
大阪市消防学校	救急救命士養成課程	1人
愛知県高辻センター	救急救命士薬剤投与追加講習	4人
	プロトコール運用教育講習	1人
(財) 愛知県市町村振興協会 研修センター	課長研修	2人
	課長補佐研修	6人
	法制執務研修（基礎）	1人
	広報研修	1人
	企画研修担当者研修	1人
	プレゼンテーション研修	1人
	コーチング研修	1人
その他の機関	新任係長研修	5人
	玉掛け技能講習	1人
	小型移動式クレーン運転技能講習	1人
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	1人
	日本救急医学会中部地方会	1人
	愛知県ドクターヘリ症例検討会	11人
	救急コ・メディカルセミナー	1人
	鉄道災害事故救助講習会・訓練会	5人
	高圧ガス容器弁の取扱いと保安対策に関する講習会	1人
	消防職員安全衛生研修会	1人
	国民保護・危機管理研修会	2人
	地震体験車講習会	6人
	公務災害防止研究会	1人
	行政管理講座	1人
	火災科学セミナー	1人
	話し方・教え方講座	2人
	危険物保安技術講習会	1人
	企業防災対策指導研修会	1人
	防災研究会兼防災管理者研修会	1人
	愛知県消防長会違反是正研修会	2人

(2) 勤務成績の評定の状況（平成22年度）

組織の目標を踏まえて各職員に設定された目標の達成度及び職務上発揮した能力を適正に評価することにより、職員の主体的な職務の遂行及び能力の開発を促すことを目的として人事考課制度を実施している。原則として、第1次評定者及び第2次評定者により、各職員に与えられた3つの考課項目(成績考課、執務態度考課、能力考課)の各評定要素について評価する。

なお、主査以上の職員については、その評定結果を給与に反映している。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合負担金

愛知県市町村職員共済組合、愛知県都市職員共済組合等に参加している。地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づき、職員の掛金に合わせ、組合が事業主として負担金を支払っている。

平成22年度	負担金総額	1人当たり負担額
	292,011千円	1,187千円

(2) 職員互助会補助金（半田市職員互助会条例(昭和41年半田市条例第16号)に基づく）

職員の相互共済及び福利厚生を図るため、半田市職員互助会に参加している。

職員の掛金のほか、1人当たり4,800円／年及び生命保険料等の事務手数料を原資に実績に応じて交付金を支払っている。

平成22年度	交付金額	会員数
	2,657千円	249人

(3) 安全衛生管理体制

① 安全衛生管理体制の概要

職員が安全かつ健康に公務に専念できるよう、知多中部広域事務組合安全管理規程（昭和62年訓令第1号）及び知多中部広域事務組合衛生管理規程（昭和58年訓令第3号）に基づき、諸施策を推進している。

② 職員の健康診断の実施状況（平成22年度）

検 診 名	対象者数	受診者数
定期健康診断	76人	76人
人間ドック	167人	167人
合 計	243人	243人
特定業務従事者の健康診断	201人	201人

- ※ 1 定期健康診断は、35歳未満の職員全員が対象
2 人間ドックは、35歳以上の職員全員が対象
3 特定業務従事者の健康診断は、隔日勤務者が対象

(4) 職員の災害補償

① 公務災害（通勤災害）の発生状況（平成22年度）

区 分	認定請求件数	うち認定件数
公務上の災害	2件	2件
通勤による災害	0件	0件

- ② 公務災害補償基金負担金（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく地方公務員災害補償基金に対する地方公共団体の負担金）

区 分	金 額
平成22年度	2,721千円

8 公平委員会の業務の状況（平成22年度）

業 務 の 種 類	件 数
勤務条件に関する措置要求件数	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件

※ 地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を愛知県に委託している。また、公平委員会の業務の状況については、同法第58条の2第2項及び知多中部広域事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条の規定に基づき、毎年、愛知県から報告を受けている。

公平委員会の処理すべき事務は、次のとおりである。

- 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- 上記には至らないような職員の人事管理上の苦情処理。（苦情や相談への対応）